



塩尻市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和3年3月

塩 尻 市

1 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅の耐震化を緊急に促進するため、住宅の所有者又は居住者（以下「所有者等」という。）に対してダイレクトメールを送付することにより、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、塩尻市耐震改修促進計画（第Ⅲ期）第 3「建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及」に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、塩尻市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に新築工事に着手した住宅（長屋、共同住宅、及び賃貸住宅を除く）とする。

5 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までとする。

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。

6 ダイレクトメールの送付

アクションプログラムの対象建築物となる住宅の所有者等に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、ダイレクトメールを送付する。ダイレクトメールの送付スケジュールは、別表のとおりとする。

また、耐震診断を実施後一定期間経過しても耐震改修に至らない住宅所有者に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、ダイレクトメールを送付する。

7 連携・相談体制の整備

アクションプログラムを総合的に推進するため、市は、県、一般社団法人長野県建築士事務所協会及び地域団体等と連携し、建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修工事を実施できるよう、講習会の開催、耐震診断士の派遣、耐震診断士及び改修事業者のリスト公表など連携・相談体制を整備する。

8 普及啓発活動

ダイレクトメールの送付と併せて、広報誌による周知や県と連携した説明会の開催、チラシ配布など啓発活動を実施していく。また、ハザードマップを作成し、全戸配布及び塩尻市のホームページに公表する。

9 実績の公表

ダイレクトメール送付件数、耐震診断実施件数及び耐震改修実施件数を塩尻市のホームページ又は普及啓発用の資料等により公表する。

別表1 耐震診断ダイレクトメールの実施スケジュール

年度	地区名	予定件数
平成27	大門地区	622件(実施済)
28	吉田地区	504件(実施済)
29	原新田・堅石・郷原地区	563件(実施済)
30	高出・野村地区	624件(実施済)
令和元	旧塩尻・長畝・棧敷・片丘地区	386件(実施済)
2	塩尻東(旧塩尻・長畝・棧敷除く)・北小野地区	669件(実施済)
3	宗賀地区	550件
4	洗馬地区	550件
5	檜川地区	650件

別表2 耐震改修ダイレクトメールの実施スケジュール

年度	対象建築物	予定件数
令和2	平成17年度耐震診断受診建築物	74件(実施済)
3	平成18・19年度耐震診断受診建築物	100件
4	平成20～26年度耐震診断受診建築物	80件
5	平成27～29年度耐震診断受診建築物	80件
6	平成30・令和元・2年度耐震診断受診建築物	90件
7	令和3～5年度耐震診断受診建築物	90件